

免疫機能に影響を及ぼす旨の表現について(いわゆる健康食品)

いわゆる健康食品では、身体の構造・機能に影響を及ぼす旨の表現は使用できません。
「免疫機能」も身体の機能であるため、それを維持・増強する旨の表現は使用できません。
また、以下のような類似表現も使用不可です。

広告例



○△食品 1箱 30袋入り 5,700円



○△食品は弊社が12年の歳月をかけ、原材料の栽培から製品化までを実現させた、品質重視の健康食品です。

原料となる「きのこ」をマウスに与える実験では、きのこを与えた場合のほうが**動きが活発となり、約2倍長生きしました。**

これを詳しく解析したところ、**免疫細胞が強化されていることが判明しました。このことを人間に応用し製品化したのが本品です。**

人間でのデータは集積していませんが、きっと**マウスの場合と同じ働きをしているものと思われます。病気ではないんだけど、健康にちょっと自信がないという方にお薦めです。**

シリーズ品

◎△パウダー 1箱 3,500円

▲◇ジュース 1本 980円

解説

広告例の太字部分が薬事法上の違反字句です。

表現不適正な例

例)「本品は人の体に備わっている自然治癒力を引出し、自らの力によって体調を整えていく作用があります。」

例)「本品の成分○○○は、体内の免疫細胞が働きやすいようサポートしてくれます。」

例)「原材料の○○は、本来体に備わっている「はねかえす力」を維持します。」